

改正

平成26年4月4日告示第24号

湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和58年3月18日規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 この要綱において「対象システム」とは、住宅の屋根等に設置した太陽電池による発電設備であって、低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ太陽電池の最大出力が10kw未満の太陽光発電システムであり、かつ未使用品であること。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助の対象者となる者は、自らが住居し、または住居しようとする湯川村内の住宅（店舗等との併用住宅等を含む。）にシステムを設置し、電力会社と電力需給契約を締結する者で、村内の住居している者については、村税の滞納がない者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金額は、2万4千円に補助対象システムの最大出力(単位はkwで表示するものとし、小数点以下2桁未満の値があるときは、2桁未満を四捨五入して得た値であって、出力が5kwを超えるシステムについては5kwとする。)を乗じて得た額とし、限度額は12万円とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) システムを設置しようとする住宅の位置
- (2) システムを設置しようとする場所の工事着工前の写真
- (3) 対象システムの設置に要する費用の内訳が記載された工事請負契約書または見積書の写し
- (4) 設置するシステムの仕様がわかる書類

(5) 村税を滞納していないことを証した前年度分の納税証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を決定し、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(計画変更の承認申請)

第7条 補助事業者は、補助金交付申請書の内容を変更する場合または、システム設置を中止しようとするときは、速やかに、湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付変更等承認申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第8条 村長は、前項の変更承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を決定し、補助金変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし、計画変更による補助金の交付決定額の増額は、予算の範囲内で行うことができる。

(対象システムの設置)

第9条 補助事業者は、交付決定の日の属する年度の3月10日までに工事を完了しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、規則第13条の規定による実績報告をする場合は、実績報告書兼工事完了報告書（様式第5号）により、工事完了の日から起算して14日以内または、交付決定の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) システムの設置の状況を確認することができる写真

(2) システムの設置費に係る領収書の写し

(3) 電力会社との電力需給契約書の写し

(4) 竣工検査の試験記録書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(補助金交付の請求)

第11条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、工事が完了した場合は、前条の実績報告書兼完了報告書に併せて湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第12条 補助事業者は、システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第7号）を提出し、承認を受けなければならない。

(処分の決定)

第13条 村長は、前項に規定する承認申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めた場合は、補助事業者に、処分決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(定期報告等)

第14条 村長は、補助を受けたものに対し、システムの設置後2年間、年間発電量がわかる資料等の提出を求めるなど必要に応じて協力を求めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成26年4月4日告示第24号）

この要綱は、公布の日から施行する。